

## 「このまちの未来を語ろう、村上市長ふれあいトーク」 の実施について

市長自ら地域に出向いて、地域の課題を把握し、本市の未来を市民と共に作り上げていくため、市内の行政区を回る「ふれあいトーク」を実施します。

- 1 実施期間 平成30年6月下旬から10月頃までを予定  
第1回目は6/28(木)真崎公民館の予定
- 2 時 間 午後7時30分から午後9時の1時間30分をめぐります。
- 3 場 所 各行政区の公民館、集会所等
- 4 参 集 行政嘱託員、区民（市民）  
市長、(随同行として副市長、教育長、部長、課長など数名)
- 5 要 領
  - ・ 冒頭の30分程度で市長から市の総合計画や施策の説明
  - ・ その後、地域の課題や市の未来についてフリートーキング
  - ・ 質問については、できるだけ市長が答えますが、回答できないものについては、後日文書で回答します。
  - ・ 市内には88行政区がありますので全部の区を回りたいと思っています。地区によっては、近隣地区と合同開催のところがります。



問い合わせ先 総務企画部総務課 電話 0954-66-9111

## ESD 日米教員交流プログラムについて

日米教育委員会（フルブライト・ジャパン）の主催により、米国から 10 名の教員が日本に招へいされ、嬉野市等の学校で交流が行われます。

### 1 目的

- (1) 両国の教員交流により日米両国の相互理解と友好を促進する。
- (2) 持続可能な開発のための教育（ESD）をテーマに、地域の実情を知るとともに、意見交換、共同研究による日米の教育交流を図る。

### 2 日程概要

6月20日（水）日本到着

6月23日（土）14：00～16：00 市長への表敬訪問（嬉野茶交流館チャオシル）

市長による本市の紹介、教育長の話、チャオシルの見学、お茶の入れ方教室等

6月23日（土）～24日（日）市内小中学校教職員宅でホームステイ（10家族）

6月25日（月）午前：吉田小学校で交流 午後：吉田中学校で交流

6月26日（火）武雄市内の小中学校で交流

18：00～「歓迎交流会」（会場未定）

参加者 米国教員、主催者、市長、教育長、教育委員会職員ホームステイ家族  
等約 40 名

6月27日（水）午前：嬉野小学校、嬉野高校での交流 午後：佐賀農業高校

その後東京へ移動（7月1日帰国）

※6月24日から27日までの宿泊は市内の旅館

### 3 来日する教員

- ・ 全米各地から選ばれた教員（小・中・高）男女各 5 名

### 4 事業の歴史

米国のフルブライト上議員の提唱により 1946 年に教育交流計画が発足。本事業は 2009 年から開始。今回 10 回目。2011 年には現吉田中学校校長池田朋子（当時教頭）も本事業によりアメリカを訪問。

問い合わせ先 教育委員会 学校教育課 電話 0954-66-9128

## 第3次嬉野市男女共同参画行動計画について

今年3月に第3次嬉野市男女共同参画行動計画を策定し、このたびその概要版ができましたので市内全世帯に配布しました。(概要版を添付しています。)

### 1 これまでの行動計画

	策定期期	計 画 名	計画期間
第1次	平成20年3月	嬉野市男女共同参画行動計画	H20～H24年度
第2次	平成25年3月	第2次嬉野市男女共同参画行動計画 及び嬉野市DV被害者支援基本計画	H25～H29年度
第3次	平成30年3月	第3次嬉野市男女共同参画行動計画 (嬉野市女性活躍推進計画) (嬉野市DV被害者支援基本計画)	2018(H30)～2022年度

### 2 計画の性格

#### (1) 国・県の計画との関連

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項では、基本的な計画を定めなければならないとされており、本計画も国・県の男女共同参画基本計画を勘案しております。

#### (2) 本計画は、「嬉野市男女共同参画を推進する条例」第11条第1項に基づく計画です。

#### (3) 本計画を策定するにあたっては、2016(平成28年)8月に住民基本台帳により市民2,000名を無作為に抽出して、男女共同参画に関する市民意識調査を行いました。

#### (4) 本計画は、嬉野市第2次総合計画との整合性を図っており、男女共同参画審議会により調査・審議され、市が実施する施策だけでなく、嬉野市と市民や企業・団体が協力し協働により推進する施策も含むものです。

#### (5) これまでに嬉野市で策定された行動計画の基本的な考えを継承しています。

#### (6) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に定める市町村推進計画(「嬉野市女性活躍推進計画」)として位置づけます。

#### (7) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める市町村基本計画(嬉野市DV被害者支援計画)として位置づけており、同法に規定された市町村基本計画を兼ねるものです。

### 3 概要版の配布時期 平成30年5月中旬(全世帯へ配布済)

問い合わせ先 市民協働推進課 電話 0954-66-9115

## 第3次嬉野市健康総合計画・食育推進計画について

今年3月に第3次嬉野市健康総合計画・食育推進計画を策定し、このたびその概要版ができましたので市内全世帯に配布しました。(概要版を添付しています。)

### 1 これまでの計画

	策定期間	計 画 名	計画期間
1	平成20年3月	嬉野市健康総合計画	H20～H24年度
2	平成21年3月	嬉野市食育推進計画	H22～H24年度
3	平成25年3月	第2次嬉野市健康総合計画・嬉野市食育推進計画	H25～H29年度
4	平成30年3月	第3次嬉野市健康総合計画・食育推進計画	2018(H30)～2022年度

### 2 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条第2項の「市町村健康増進計画」と食育基本法第18条第1項の「市町村食育推進計画」を一体的に策定するもので、市民の健康づくりと食育を、行政、市民、地域関係機関・団体、事業者などが一体となって推進するための行動計画です。

また、この計画は、国の「健康日本21(第2次)」、「健やか親子21」、「第3次食育推進基本計画」、佐賀県の「第3次佐賀県健康プラン」、「第3次佐賀県食育推進基本計画」、市の「嬉野市総合計画」との整合性を図るとともに市の各種計画と相互に連携しながら推進するものです。

### 3 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、健康づくりや食育に関する現状と課題の把握に努めるため、市民アンケート調査や団体ヒアリング調査を実施しました。また、関係団体や行政が健康づくりや食育に関して共通認識をもち、一体となって取り組んでいくため、住民参加により、計画を検討・策定する場として「嬉野市健康づくり推進協議会」及び「嬉野市食育推進会議」を設置しています。

### 4 概要版の配布時期 平成30年5月中旬(全世帯へ配布済)

問い合わせ先 市民福祉部 健康づくり課 電話 0954-66-9120